

衆議院法務委員会ニュース

平成 20.4.25 第 169 回国会第 11 号

4 月 25 日、第 11 回の委員会が開かれました。

1 保険法案（内閣提出第 65 号）

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 66 号）

- ・鳩山法務大臣、山本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・両案について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 - 自民、民主、公明、社民、滝実君）
- ・両案に対し倉田雅年君外 3 名（自民、民主、公明、社民）から提出された附帯決議案について、倉田雅年君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 自民、民主、公明、社民、滝実君）

（質疑者及び主な質疑内容）

七 条 明君（自民）

- ・保険事故の被害者が保険契約者でない場合がある。保険契約者保護と被害者保護とのバランスについて、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・保険法案を踏まえて、保険金の不払い問題及び保険商品の銀行窓口販売が圧力販売となることの防止に対して、金融庁はどのように指導監督をしていくつもりか。

神 崎 武 法君（公明）

- ・他人の生命にかける保険について、保険金殺人などモラルリスクを防止するために保険法案ではどのような規定を定めているのか。
- ・団体生命保険について、会社が従業員の死亡による保険金の受取を禁止したり、個々の従業員に被保険者証を交付することを義務付ける「団体保険法」を制定すべきと考えるが、法務当局の考えを伺いたい。

鈴 木 克 昌君（民主）

- ・告知事項の範囲をある程度法律で明確にすべきであるとの意見があったにもかかわらず、保険法案で何も定めなかったのはなぜなのか。
- ・被保険者の自殺による保険者の免責規定について、免責されるのは保険契約後一定期間に限るべきとの意見があったと承知しているが、法制審議会における議論及び金融庁の見解を伺いたい。
- ・保険金の不払い問題について、不払いの内容、金融庁の対応、各保険会社の支払の進ちょく状況及び業務改善の状況、並びに今後の見通しを金融庁に伺いたい。

細 川 律 夫君（民主）

- ・各共済団体は、現在の所管官庁が監督することが適当であると考えている。両法律案が成立した後の共済に対する監督の在り方について、各所管官庁の見解を伺いたい。
- ・ヒューマンバリュー特約については、被保険者本人だけでなく遺族にも会社が保険金を受け取れる正当性を認識させる必要がある。そのため、家族にも保険加入の事実を知らせる必要があるのではないか。
- ・金融審議会では未成年の死亡保険における金額制限については検討が必要であるとされたが、金融庁及び保険業界では、この問題についてどのような検討が行われているのか。
- ・保険金殺人を減少させるには、検視体制の改善と司法解剖率の向上を図る必要がある。警察庁ではどのような取組を行っているのか。

古 本 伸一郎君（民主）

- ・保険金支払における保険事故や免責事由の立証責任は保険者側にあるのか保険契約者側にあるのかということについて法務当局の見解を伺いたい。
- ・消費者保護の観点から、保険法、保険業法及び消費者契約法の役割はどうか。また、両法律案成立後の監督体制はどうか。
- ・法人等の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する損害保険契約には、片面的強行規定を適用しないものとした趣旨について、法務当局の見解を伺いたい。

滝 実君（無）

- ・生命保険・損害保険・第三分野の保険の各保険において、支払われる保険金に対する税法上の扱いに差異があるのか。
- ・被保険者が、がんなどの疾病と認定されると保険金が支給される特約のある保険について、疾病と認定されるだけで支払われる保険金を非課税とするのはなぜか。
- ・保険法案では、現物給付についての規定が置かれていないが、サービス保険のようなものはあり得べきものとして今後検討を進めるべきであると考えているが、法務大臣の所見を伺いたい。